

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者  
交通局長 西村 隆

京都市交通局公印規程の一部を改正する規程

京都市交通局公印規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「京都市交通局公文書取扱規程」の右に「（以下「公文書規程」という。）」を加え、「第6号」を「第7号」に改める。

第7条第2号イ中「京都市交通局公文書取扱規程」を「公文書規程」に改め、「第6号様式」の右に「に規定する添付文書回議票」を加え、「同規程第2条第9号」を「公文書規程第2条第10条」に改め、同条第3号中「公印使用簿」の右に「（第2号様式）」を加える。

第8条第3項中「京都市交通局公文書取扱規程」を「公文書規程」に改める。

第1号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

第2号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）